

産業集積促進税制（不動産取得税の軽減）について ～第一種産業集積促進地域～

大阪府では、府内における産業集積を税制面から促進するため、産業集積促進地域における土地や家屋の取得に係る不動産取得税を軽減する特例措置を設けています。

産業集積促進地域のうち、企業等の立地の促進を図る「第一種産業集積促進地域」における、不動産取得税の軽減についてお知らせします。

■ 第一種産業集積促進地域(平成 23 年4月1日現在)

- 泉南市りんくうタウン南・中地区 (平成 13 年 5 月 11 日) * () は指定日
 テクノステージ和泉、トリヴェール和泉西部ブロック (平成 13 年 7 月 17 日)
 二色南町地区、新貝塚埠頭地区、堺泉北港助松埠頭総合物流情報センター地区、泉佐野市りんくうタウン北地区
 (平成 13 年 11 月 9 日)
- 田尻町りんくうタウン中・北地区 (平成 14 年 3 月 29 日)
 阪南スカイタウン (平成 14 年 5 月 24 日)
 彩都ライフサイエンスパーク (平成 14 年 11 月 12 日)
 咲洲コスモスクエア 2 期地区、住之江区平林北地区、堺浜南地区、堺市築港新町二丁中地区
 (平成 17 年 4 月 26 日)
- 堺泉北港汐見沖地区 (港湾関連用地) (平成 17 年 7 月 1 日)
 ちきりアイランド (阪南 2 区) (平成 18 年 6 月 6 日)
 岬町多奈川臨海地区、岬町多奈川地区多目的公園事業活動ゾーン(平成 18 年 10 月 31 日) (平成 22 年 4 月 9 日)

■ 対象不動産

第一種産業集積促進地域の指定公示日から平成 24 年 3 月 31 日まで（地域の変更又は指定の解除があった場合はその公示の日まで）の対象期間中に、当該地域内の土地の上に新築した家屋又はその敷地である土地

- ※ 家屋は、自己の事業の用に供する部分に限り、住宅、風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業の用に供するものを除きます。
- ※ 土地は、対象期間中に取得し、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地として自ら家屋の建設の着手があった場合に限りです。
- ※ 家屋の場合は、対象期間中に建設に着手したものに限りです。

■ 対象者

自己の事業の用に供するために対象不動産を取得した方のうち、対象不動産の取得に関して市町村が講ずる優遇措置を受けた方

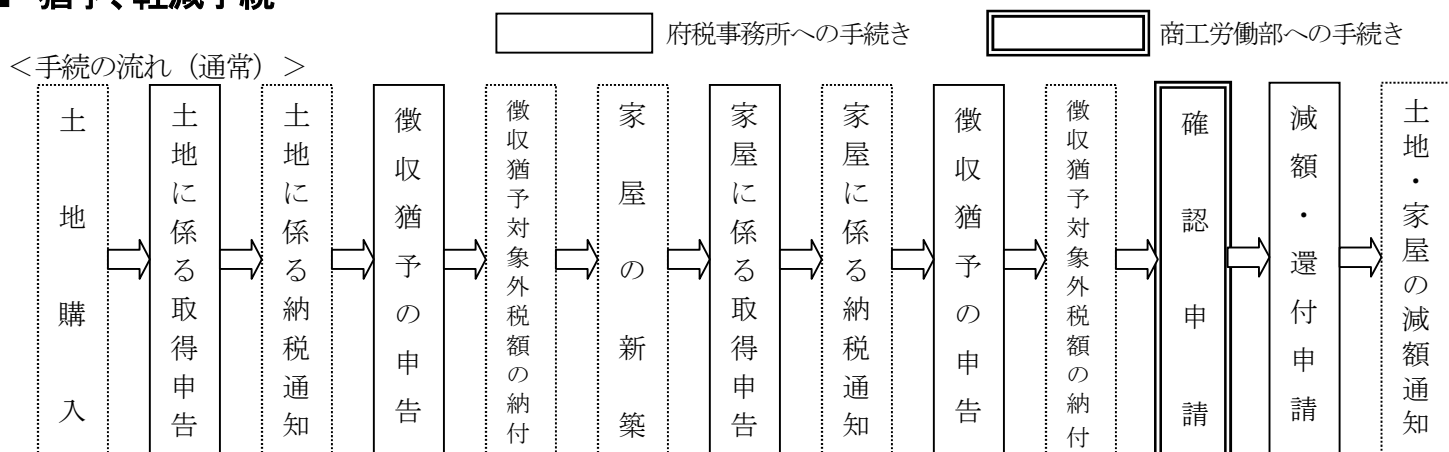
- ※ 事業には、風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除きます。

■ 軽減額

対象不動産の取得に係る不動産取得税の 2 分の 1 に相当する金額

- ※ 軽減する金額の上限は、第一種産業集積促進地域ごとに 2 億円となります。

■ 猶予、軽減手続



① 徴収猶予の申告

対象不動産に係る軽減予定税額の「徴収猶予申告書」を納期限までに提出してください。なお、提出窓口については、府税事務所一覧をご覧ください。

※ 添付書類

- ア 土地・・・土地を取得した日から1年以内に当該土地において対象家屋の新築に着手することを証する書面等（土地の売買契約書及び売買契約書に係る領収書の写し、事業計画書、工事日程表、新築工事の請負契約書、建築予定家屋図面 等）
- イ 家屋・・・事業計画書、家屋の平面図 等

② 確認の申請

「対象不動産の取得に関する確認申請書」を商工労働部企業誘致推進課に提出してください。（申請内容を確認し、「確認結果通知書」を交付します。）

※ 添付書類

- ア 家屋の新築工事の請負契約書及び請負契約書に係る領収書の写し
- イ 土地の場合は、土地の売買契約書及び売買契約書に係る領収書の写し
- ウ 家屋及び土地の登記事項証明書
- エ 家屋の平面図
- オ 市町村の優遇措置を受けたことを証する書面 等

※ 提出先 大阪府 商工労働部 企業誘致推進課 誘致推進グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 25階
電話 06-6210-9483

③ 減額・還付の申請

確認結果通知書の交付を受けられた方は、確認結果通知書を添付して「減額・還付申請書」を府税事務所に提出してください。

■ その他

この税制と「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づく不動産取得税の軽減措置との併用はできません。

■ 問い合わせ先

詳しくは、大阪府商工労働部企業誘致推進課（06-6210-9483）又は第一種産業集積促進地域を所管する府税事務所にお問い合わせください。

なお、市町村の優遇措置の内容等については、第一種産業集積促進地域の所在市・町にお問い合わせください。

第一種産業集積促進地域（所在市・町）	府税事務所	電話番号
咲洲コスモスクエア2期地区（大阪市）、住之江区平林北地区（大阪市）	なにわ南府税事務所	06-6621-1361
彩都ライフサイエンスパーク（茨木市）	三島府税事務所	072-627-1121
テクノステージ和泉（和泉市）、トリヴェール和泉西部ブロック（和泉市）、堺泉北港助松埠頭総合物流情報センター地区（泉大津市）、堺浜南地区（堺市）、堺市築港新町二丁中地区（堺市）、堺泉北港汐見沖地区（港湾関連用地）（泉大津市）	泉北府税事務所	072-238-7221
泉佐野市りんくうタウン北地区（泉佐野市）、泉南市りんくうタウン南・中地区（泉南市）、二色南町地区（貝塚市）、新貝塚埠頭地区（貝塚市）、田尻町りんくうタウン中・北地区（田尻町）、阪南スカイタウン（阪南市）、ちきりアイランド（阪南2区）（岸和田市）、岬町多奈川臨海地区（岬町）、岬町多奈川地区多目的公園事業活動ゾーン（岬町）	泉南府税事務所	072-439-3601

